

平成24年 8月31日

## 保安監査の結果に対する改善措置について

平成24年6月4日付け「保安監査の結果による改善指示について」により措置するよう指示された事項につきまして、国土交通省北海道運輸局鉄道部長に本日ご報告いたしましたのでその概要をお知らせします。

### 1. 降積雪期における事前の防災態勢の強化周知が十分でなかったとの指摘について

(措置)

予防除雪を実施するための管理基準が明確でなかったことから来冬期は、明確な管理基準による確実な予防除雪体制を確立するとともに、担当する社員への教育を徹底することにより防災態勢の強化・周知を図ります。

平成24年2月29日に函館線八雲駅構内において発生させた列車脱線事故については、駅構内の状況把握及び構内除雪に関する指導、教育体制の強化を図り、再発防止に努めます。

### 2. 平成17年3月の雪崩による留萌線列車脱線事故の際に航空・鉄道事故調査委員会から指摘された雪崩対策が十分でなかったという指摘について

(措置)

#### (1) 雪崩防止柵の設置

雪崩防止柵については、これまでも優先順位を決め計画的に設置してきました。

今後は雪崩要注意箇所として指定した箇所について計画的に設置することとし、今年度は本年3月に発生した留萌線脱線現場を含め雪崩防止柵を17箇所、雪覆いを1箇所設置予定しています。

また、これまでは雪崩防止柵の設置後に雪崩要注意箇所の解除を行う場合がありますが、今後は、周辺環境の変化や設備の劣化状況を勘案し、引き続き雪崩要注意箇所として管理します。

通常では把握が困難な斜面上部の立木や第三者の設置物などは、通常全般検査の他、随時検査により確実に把握し、災害の発生が懸念される箇所は要注意箇所として管理を行い必要な措置を講じます。

#### (2) 雪崩検知装置の設置

今年度は留萌線の箸別～増毛間の一部に設置し、来冬期の状況を踏まえて、雪崩要注意箇所のうち雪崩検知装置を設置すべき箇所の選定について検討します。

#### (3) 臨時の点検の実施

臨時の点検として実施する雪崩警備については、警備発令と解除の時期及び点検方法等について、各現業機関で策定しているマニュアルに記載がなかったことから、これらを明記するとともに、その内容を本社が確認することとします。

#### (4) 見通しの悪い雪崩要注意箇所における減速運転の実施

見通しの悪い雪崩要注意箇所、落石及び土砂崩壊、倒木の発生が懸念される箇所については、必要により減速運転を行います。

### 3. 組織全体で事故防止に取り組む安全管理体制の見直し等の指摘について

(措置)

抜本的な対策として、安全風土のための「7つの文化」を社内に深く醸成するため、社員教育の強化と膝詰め対話等の取り組みを粘り強く進めて行くとともに、「お客様の安全」のために本社と現場が連携し日常業務及び事故防止を厳格に遂行することで、持続的な安全管理体制を再構築し維持して参ります。